

## 令和3年度主食用水稻生産緊急支援事業について

### 【発表の要旨】

当市の農業生産の主軸である水稻生産において、米の消費が毎年減少している中、近年の豊作基調で在庫も膨み、さらに新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置が及ぼす影響により、米価が下落しています。

この状況を踏まえ、主食用米の生産及び販売を行う農家に対して、営農負担を軽減することにより、生産意欲の向上及び農業経営の安定を図ることを目的として、支援します。

### 1 支給要件

- (1) 令和3年度に八幡平市農業再生協議会へ主食用米（酒米、もち米、加工用米を除く）を販売目的で作付けする営農計画書を提出していること。
- (2) 作付面積が10a以上の経営体であること。  
※ 10aは自家用分とみなし、作付面積の合計から1経営体当たり10aを差し引いた面積を主食用米の作付面積とする。

### 2 支給対象者

1,266人（見込み）

### 3 支給対象面積

1,850ha（見込み）

### 4 支給額

10a当たり1,800円

※ 総額3,330万円（見込み）

### 5 支給までの流れ

令和4年1月に対象者へ通知し、2月に取りまとめを行い、2月下旬から3月までにかけて支給する予定。

### 【担当】

農林課農政推進係

係長 佐藤 新

電話0195-74-2111（内線1340）